

第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

1. 一般政府関連項目の推計

(1) 一般政府の範囲

政府関係諸機関は、公的部門である一般政府、公的企業、また民間部門である民間企業、対家計民間非営利団体に分類される。

政府関係諸機関の分類にあたっては、まず、金融機関、非金融機関の分類を行う。具体的には、売上高の50%以上が①金融仲介活動又は②補助的金融活動による機関は、金融機関に分類する。

次に、非金融機関について、市場性の有無を見ることにより、一般政府や対家計民間非営利団体といった非市場生産者か、法人企業等の市場生産者への分類を行う。具体的には、原則として売上高が生産費用の50%未満であれば、市場性がないとして、非市場生産者に分類する。

さらに、非市場生産者について、政府による支配があるかを見ることにより、公的部門と民間部門の区分を行う。具体的には、役員の任免権の状況等の検討を行い、政府の支配がある場合には、公的部門、すなわち一般政府に分類する。

これらに加えて、社会保障基金などの基準を検討し、政府関係諸機関を分類する。

(2) 一般政府の経済活動分類

一般政府の推計においては、国際標準産業分類（ISIC Rev.4）と可能な限り整合的となるよう、下水道、廃棄物処理（公営）、水運施設管理、航空施設管理（国公営）、学術研究、公務、教育、社会教育、保健衛生・社会福祉（国公立）の9つの作業分類を設定している。経済活動分類（中分類）との関係では、下水道及び廃棄物処理が「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、水運施設管理及び航空施設管理が「運輸・郵便業」、学術研究が「専門・科学技術、業務支援サービス業」、公務が「公務」、教育が「教育」、保健衛生・社会福祉が「保健衛生・社会事業」、社会教育が「その他のサービス」にそれぞれ分類される（表4-1の1. b. を参照）。

(3) 推計方法

a. 制度部門別推計方法

(a) 中央政府

一般会計及び特別会計については歳入歳出決算書の項目、独立行政法人等について

ては財務諸表の勘定項目をそれぞれ性質別・目的別・経済活動別に分類し集計することにより推計する。1つの項目又は勘定項目で2つ以上の性質又は目的に該当するものは、基本的にその最もウェイトの大きいと判断される性質又は目的に分類することとし、分割はしない。ここで、性質別とは、国民経済計算の所得支出勘定、資本勘定における受取、支払の各項目を指す（政府最終消費支出については、産出額の算出に用いられる雇用者報酬、中間投入等や、現物社会移転（市場産出の購入）、財貨・サービスの販売等から成る）。目的別、経済活動別については表4-1を参照。

（b）地方政府

普通会計等については、『地方財政統計年報』（総務省）等に基づいて推計を行う。

『地方財政統計年報』には性質別と目的別のクロス表があるので、これを基にSNAに則った性質別、目的別の分類を行い集計する。また経済活動別分類は目的別分類を基準に行う。ここで、性質別とは、国民経済計算の所得支出勘定、資本勘定における受取、支払の各項目を指す（政府最終消費支出については、産出額の算出に用いられる雇用者報酬、中間投入等や、現物社会移転（市場産出の購入）、財貨・サービスの販売等から成る）。目的別、経済活動別については表4-1を参照。

下水道事業会計等については当該事業ごとに目的別、活動別に対応づける。

なお、地方開発事業団は地方政府に含まれるが、活動の規模が小さくまた近年解散の方向にあること等から推計を行わない。

（c）社会保障基金

国民年金、労働保険等の国の特別会計分については中央政府と同様の方法で推計し、国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計に属するものは、『地方財政統計年報』等により推計する。

また、共済組合、基金等については当該団体の決算書等から推計する。

（d）総固定資本形成

第7章3.（2）②c. を参照。

（e）固定資本減耗

一般政府の固定資本減耗は貸借対照表勘定（第11章）において推計した時価評価による固定資本減耗を利用する。推計は恒久棚卸法に基づいて行い、減価償却法は社会資本も含めて定率法を用いる。

b. 最終支出主体主義

例えば、地方政府が中央政府から2分の1の国庫補助金を受けて道路建設を行った場

合、これを総固定資本形成として計上するに当たって2つの方法がある。

- ① 資金の出所にしたがって、2分の1は中央政府の総固定資本形成、他の2分の1を地方政府の総固定資本形成として記録する。
- ② 代金を建設業者に最終的に支払った主体の観点から、地方政府の総固定資本形成として全額を計上する。

前者を資金源泉主義、後者を最終支出主体主義と呼ぶが、SNAにおいては最終支出主体主義をとる。

c. 部門内調整と統合処理

一般政府の各内訳部門（中央政府、地方政府、社会保障基金）の部門内での取引については統合処理（consolidation）を行っている。一方、内訳部門間の取引については、原則として、互いに相殺せずグロスで表示している（結合処理という）。ただし、後述するIMFの『政府財政統計(GFS)マニュアル 2014』に準拠した国民経済計算年報フロー編付表6-2では、部門間取引のうち把握可能なものとして、一般政府内の経常移転や資本移転を「部門間調整」としてマイナス値で表示し、統合処理を行っている。

表4-1 政府の性質別・目的別・経済活動別分類例

1 政府の目的別・経済活動別分類

a. 目的別分類¹⁶

01	一般公共サービス
011	行政・立法機関、財務・財政業務、対外業務
012	対外経済援助
013	一般行政
014	基礎研究
015	R&D（一般公共サービス）
016	その他の一般公共サービス
017	公的債務取引
018	他レベルの政府との間の一般的移転
02	防衛
021	軍事防衛
022	民間防衛
023	対外軍事援助
024	R&D（防衛）
025	その他の防衛
03	公共の秩序・安全
031	警察サービス

¹⁶ 目的別分類の詳細については、『2008SNAに対応した我が国国民経済計算について（平成23年基準版）』（平成28年11月内閣府）の巻末資料6を参照。

	032 消防サービス
	033 裁判所
	034 刑務所
	035 R&D（公共の秩序・安全）
	036 その他の公共の秩序・安全
04	経済業務
	041 経済、通商、労働関係業務一般
	042 農畜産業、林業、漁業、狩猟
	043 燃料・エネルギー
	044 鉱業、製造業、建設
	045 運輸
	046 通信
	047 その他産業
	048 R&D（経済業務）
	049 その他の経済業務
05	環境保護
	051 廃棄物管理
	052 廃水管理
	053 公害対策
	054 生物多様性・景観の保護
	055 R&D（環境保護）
	056 その他の環境保護
06	住宅・地域アメニティ
	061 住宅開発
	062 地域開発
	063 上水道
	064 街灯
	065 R&D（住宅・地域アメニティ）
	066 その他の住宅・地域アメニティ
07	保健
	071 医療用品、医療用器具・設備
	072 外来サービス
	073 病院サービス
	074 公衆衛生サービス
	075 R&D（保健）
	076 その他の保健
08	娯楽・文化・宗教
	081 娯楽・スポーツサービス
	082 文化サービス
	085 放送・出版サービス
	084 宗教・その他の地域サービス
	085 R&D（娯楽・文化・宗教）
	086 その他の娯楽・文化・宗教
09	教育
	091 就学前・初等教育
	092 中等教育
	093 中等教育修了後教育（高等教育を除く）

094	高等教育
095	レベル別に定義できない教育
096	教育に付随するサービス
097	R&D（教育）
098	その他の教育
10	社会保護
101	傷病・障害
102	老齢
103	遺族
104	家庭・児童
105	失業
106	住宅
107	その他の社会的脱落
108	R&D（社会保護）
109	その他の社会保護

b. 経済活動別分類

経済活動分類（中分類）	作業分類
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	下水道 廃棄物処理（公営）
運輸・郵便業	水運施設管理 航空施設管理（国公営）
専門・科学技術、業務支援サービス業	学術研究機関
公務	公務
教育	教育
保健衛生・社会事業	保健衛生・社会福祉（国公立）
その他のサービス	社会教育

2 実際の区分例

a. 中央政府（国の決算書）

（所管）内閣府

（組織）内閣本府

（項）経済社会総合研究所

（目）職員基本給 → 性 質 雇用者報酬
目 的 経済業務
R&D（経済業務）
経済活動 学術研究

b. 地方政府（地方財政統計年報 2・5・1 表）

（性質）物 件 費 → 性 質 中間投入

第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

(目的) 民生費・老人福祉費	→	目 的	社会保護 老 齢 経済活動	保健衛生・社会福祉
----------------	---	-----	---------------------	-----------

(4) 政府財政統計（非金融取引）

国民経済計算年報フロー編付表6－2では、IMFの『政府財政統計(GFS)マニュアル2014』に準拠した形で、一般政府の内訳部門別の勘定を表章している。GFSの形式に準拠した一般政府の部門別勘定については、中央政府、地方政府、社会保障基金及びそれらの合計について、「正味資産に影響を与える取引」、「非金融資産の取引」を表章するものである（金融資産・負債の取引、金融資産・負債の名目保有利得・損失、金融資産・負債のその他の資産量変動、金融資産・負債残高については、第10章を参照）。

このうち、「正味資産に影響を与える取引」のバランス項目は、収入から支出を控除した「業務収支」であり、「非金融資産の取引」を加えた後のバランス項目は「純貸出（＋）／純借入（－）」（第10章参照）となる。なお、付表6－2における「正味資産に影響を与える取引」や「非金融資産の取引」の主たる項目と、その他の表（所得支出勘定、資本勘定、フロー編付表6－1）における各項目との対応関係については下表に示すとおりであるが、財産所得のうち利子はFISIM調整前であること、資本移転の受払は「非金融資産の取引」ではなく「正味資産に影響を与える取引」に記録されることなど、いくつかの違いが存在する。

表4-2 政府財政統計と国民経済計算の項目間の関係

GFSに対応した非金融フロー		所得支出勘定、資本勘定における対応
正味資産に影響を与える取引		
収入		
税		所: 生産・輸入品に課される税、所得・富等に課される経常税(受取) 資: 資本税(受取)
社会負担		所: 純社会負担(受取)
交付金		所: 経常国際協力、一般政府内の経常移転(受取) 資: 資本移転(他の一般政府部門からのもの、海外からのもの)(受取)
その他の収入		所: 財産所得(受取) ※利子はFISIM調整前 最終消費支出の算出過程における財貨・サービスの販売 非生命保険金、他に分類されない経常移転(受取) 資: 資本移転(居住者からのもの)(受取) ※資本税を除く
支出		
雇用者報酬		所: 最終消費支出の算出過程における雇用者報酬
財・サービスの使用		所: 最終消費支出の算出過程における中間投入 ※FISIM調整前
固定資本減耗		所: 最終消費支出の算出過程における固定資本減耗
利子		所: 利子(支払) ※FISIM調整前
補助金		所: (控除) 補助金(支払)
交付金		所: 経常国際協力、一般政府内の経常移転(支払) 資: 資本移転(他の一般政府部門に対するもの、海外に対するもの)(支払)
社会給付		所: 現物社会移転以外の社会給付(支払) 現物社会移転(市場産出の購入)(支払)のうち現物の社会保障給付分
その他の支出		所: 利子を除く財産所得(支払) 非生命純保険料、他に分類されない経常移転(支払) 最終消費支出の算出過程における生産・輸入品に課される税(支払) 現物社会移転(市場産出の購入)のうち教科書購入費等 資: 資本移転(居住者に対するもの)(支払)
純業務収支(収入－支出)		※上記の収入－支出
非金融資産の取引		
非金融資産の純取得		資: 総固定資本形成(控除)固定資本減耗
在庫		資: 在庫変動
貴重品		—
非生産資産		資: 土地の購入(純)
純貸出(+)/借入(-)		※資: 純貸出(+)/純借入(-)と一致

(備考)「所」は所得支出勘定を、「資」は資本勘定をそれぞれ表す。

2. 対家計民間非営利団体関連項目の推計

(1) 対家計民間非営利団体の範囲

対家計民間非営利団体は、定義上は、利益配分を行うことができない非営利団体のうち、家計に対して財貨・サービスを提供する非市場生産者かつ民間部門に属する機関から構成される制度部門となる。ただし、多数存在する非営利団体の個々について、市場性等を判断するのは実務上困難であることから、労働組合、政党、宗教団体、私立学校(除く附属病院¹⁷)等のうち、経営組織別にとらえて、個人、会社、国、公共企業体及

¹⁷ 附属病院分は市場生産者に含まれる。なお、国公立大学についても、附属病院分は市場生産者であり、これを除く部分が非市場生産者として一般政府に含まれる。

第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

び地方公共団体である事業所を除いたもの、すなわち、「会社以外の法人」及び「法人でない団体」を対家計民間非営利団体の範囲としている。

(2) 対家計民間非営利団体の経済活動分類

対家計民間非営利団体の推計においては、国際標準産業分類（ISIC Rev.4）と可能な限り整合的となるよう、教育、社会教育、自然・人文科学研究機関、社会福祉、その他の5つの作業分類を設定している。経済活動分類（中分類）との関係では、教育が「教育」、自然・人文科学研究機関が「専門・科学技術、業務支援サービス業」、社会教育及びその他が「その他のサービス業」にそれぞれ分類される（表4-3）。

表4-3 対家計民間非営利団体の経済活動別分類

経済活動分類（中分類）	作業分類
教育	教育
専門・科学技術、業務支援サービス業	自然・人文科学研究機関
保健衛生・社会事業	社会福祉
その他のサービス業	社会教育 その他

また、日本標準産業分類でみると、(81) 学校教育（うち私立）が「教育」、(820) 管理，補助的経済活動を行う事業所（82 その他の教育，学習支援業）、(821) 社会教育が「社会教育」、(71) 学術・開発研究機関（うち非営利）、が「自然・人文科学研究機関」、(850) 管理，補助的経済活動を行う事業所（85 社会保険・社会福祉・介護事業）、(853) 児童福祉事業、(854) 老人福祉・介護事業、(855) 障害者福祉事業、(859) その他の社会保険・社会福祉・介護事業が「社会福祉」、(932) 労働団体、(933) 学術・文化団体、(934) 政治団体、(939) 他に分類されない非営利的団体、(94) 宗教、(950) 管理，補助的経済活動を行う事業所（95 その他のサービス業）、(951) 集会場が「その他」に該当する。

なお、(80) 娯楽業もその対象に入るべきものがあると思われるが、経営組織別にみると、民間非営利団体とみなされるものの数が僅少であるため除外する。

(3) 推計方法

対家計民間非営利団体は、団体の活動目的別に大きく「教育」と「その他」の2部門に分け、推計する。

a. 活動目的別分類「教育」の推計

活動目的別分類「教育」は、「学校教育」、「自然・人文科学研究機関」、「社会教育」

からなる。

「学校教育」について、平成9年度までは『私立学校の財務状況に関する調査』（旧文部省）を基礎資料として推計を行う。この調査は文部大臣所轄及び都道府県知事所轄学校法人が対象となっており、その中には私立学校の付属病院及び、本来民間非営利団体ではない「個人立」（家計に含まれる。）の学校も含まれる。

このうち付属病院分については、産業である医療業に含まれるべきものであり、基礎資料上分離可能のため推計から除外するが、個人立学校分については分離することが困難なため推計値の中に含まれる。

また、平成10年度からは上記の調査が廃止となったため、『今日の私学財政』（日本私立学校振興・共済事業団）を基礎資料として推計する。この調査結果からは付属病院分を除外するが、個人立学校分については平成9年度までと同様分離が困難なため、推計値の中に含まれる。

当該基礎資料は第一次年次推計時には間に合わないため、第二次年推計時に使用する。第一次年次推計時の推計方法については、前年の第二次年次改定推計値に対して、『学校基本調査』（文部科学省）の私立学校教職員数等の伸び率を用いて延長推計する。

「自然・人文科学研究機関」については『科学技術研究統計』、「社会教育」については『民間非営利団体実態調査』（内閣府）等から生産費用や財貨・サービスの販売にかかる項目を推計する（『民間非営利団体実態調査』からSNA非営利推計への組替方法については表4-2を参照）。

b. 活動目的別分類「その他」の推計

活動目的別分類「その他」は、「社会福祉」と（狭義の）「その他」からなる。

「その他」のうち政治団体分については『政治資金収支報告書』（総務省）、「社会福祉」等については『民間非営利団体実態調査』等から生産費用や財貨・サービスの販売にかかる項目を推計する。（『民間非営利団体実態調査』からSNA非営利推計への組替方法については表4-4を参照）。

c. 固定資本減耗

貸借対照表勘定（第11章）のストック推計で得られる固定資本減耗を利用する。推計は恒久棚卸法に基づいて行い、減価償却法は定率法を用いる。

d. 年度値の暦年転換方法

対家計民間非営利団体の推計は年度ベースの基礎資料により行うため、推計で当初求められる値も年度値となる。この年度値を四半期分割したうえで暦年値も求めるが、その四半期分割比率は、雇用者報酬に関しては「教育」、「その他」ともに『毎月勤労統計』の教育、社会保険・社会福祉等、学術研究の賃金指数等を、「教育」の家計最終消

第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

費支出に関しては『家計統計』（総務省）の私立学校授業料を用い、他の計数については四等分して四半期値を推計する。

e. 総固定資本形成

第7章3.(2) b (a) ii (イ) を参照

表4-4 民間非営利団体実態調査項目と非営利推計項目との対応

勘 定	推 計 項 目		実態調査該当項目
国内総生産勘定(支出側)	中間投入	(A)	仕入代
			消耗品費
			光熱水費
			印刷製本費
			地代・家賃・賃貸料 その他の事業経費 在庫(控除)
	付加価値	雇用者報酬 (B)	人件費
		固定資本減耗 (C)	減価償却費
		生産・輸入品に課される税 (D)	租税・公課
		(生産額) 計 (E)= (B)+(C)+(D)	
	産出額 (F)= (A)+(E)		
制度部門別 所得支出勘定	中間需要 (G)		
	家計現実最終消費	家計最終消費支出 (H)	事業収入
		対家計民間非営利団体 最終消費支出 (I)=(F)-(G+H)	
制度部門別 資本調達勘定	総固定資本形成 (J)		投資支出 在庫(控除)
制度部門別 所得支出勘定(一部)	財産所得(支払) (K)		支払利息
	社会扶助給付 (L)		移転的支出
	財産所得(受取) (M)		利子収入
			配当収入
			賃貸料収入
	民間非営利団体への経常移転 (O)		会費等の移転的収入
	貯蓄 (O)=((M)+(N))-(I)+(K)+(L)		